

「STOP！ 原野商法！」あなたはだまされていませんか？

最近、見ず知らずの不動産業者から電話や来訪を受け、「あなたの土地を 700 万円で買い取ります。当社の土地は買い手がいて、少なくとも 1,000 万円で売却できます。差額の 300 万円を支払って、交換しませんか」というような勧誘をされたことはありませんか？

それは、ずっと売れなかった土地をこの機会に処分したいという思いに付け込んだ「原野商法の二次被害」かもしれません。

実際に、その話に乗って交換してはみたものの、なかなか売れず、自分が持っていた土地よりも資産価値もなく売れない土地だったことがわかった頃には、既にその業者は行方をくらましており、音信不通になってしまったという相談が数多く寄せられています。

このような被害に遭った方の中には、「あなたの被害を取り戻します」と親身な素振りをして近づいてきた別の業者を信用した結果、同様の被害に遭ってしまったという相談も数多く寄せられています。

支払ったお金を取り戻すことは、並大抵のことではありません。業者のセールストークを鵜呑みにせず、契約する前に、土地の売買代金についての具体的な根拠や契約の内容などを、口頭だけでなく書面などによる十分な説明を求めることが大切なのですが、一人では判断せずに、ご家族や周囲の人々にご相談ください。

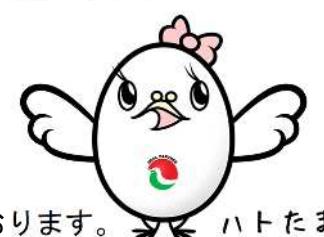
宅地建物取引士による不動産無料相談所

埼玉県宅建協会では、上記記載内容を含め不動産取引に関する無料相談所を一般消費者を対象に開設しています。お気軽にご相談下さい。

■電話番号：048-811-1818 ■相談日：月・水・金曜日 ■相談時間：10:00～12:00／13:00～15:00

■相談方法：お電話

■場所：さいたま市浦和区東高砂町 6-15 埼玉県宅建会館 2F ■アクセス：JR浦和駅東口から徒歩 5 分



埼玉県宅建協会では、県内各エリアに設置している 16 支部においても「宅地建物取引士による不動産無料相談所」を開催しております。ハトたま 開催場所や日程につきましては、埼玉県宅建協会HP（下記）よりご確認下さい。

<https://www.takuken.or.jp/hq/soudan/soudan.html>



公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会

公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会埼玉本部